

資料編

1. 関係法令	資料編 2
<国関係>	資料編 2
・文化財保護法	
・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律	
・文化財保護法施行令	
・国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準	
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則	
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則	
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	
・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について	
・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	
・史跡に建立する石碑の取扱について	
<飛騨市関係>	資料編 29
・飛騨市文化施設の設置及び管理に関する条例	
・飛騨市文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則	
・飛騨市使用料徴収条例	
・飛騨市都市公園条例	
2. 現状変更に関する流れ	資料編 38
3. 関係資料	資料編 42

1. 関係法令

関係法令のうち、本計画に直接に関連する部分を抜粋して掲載する。

<国関係>

文化財保護法

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのもとを一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理

解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十二条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九条、第十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十三条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十二条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化的向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に關し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要

文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任すべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を選任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要な文化財の保存のため必要な管理（当該重要な文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要な文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要な文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公

共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要な文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特徴の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（減失、き損等）

第三十三条 重要な文化財の全部又は一部が減失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事實を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の変更）

第三十四条 重要な文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要な文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せ

す、若しくは届出の際指定書の添附を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

(中略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に際し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に際し、当該発掘前ににおける埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関

等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に際し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資本の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に際し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第五十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行いう必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、

- 引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該道路の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- (国の機関等の遺跡の発見に関する特例)
- 第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る道路が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該道路の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。
- (文化庁長官による発掘の施行)
- 第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため國において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。
- (地方公共団体による発掘の施行)
- 第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を実行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に關し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 百九十条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知する。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡

名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間に経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

- 百第十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

- 百第十二条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当つては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に�し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
 - 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又

は天然記念物の保存及び活用に�し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に對して意見を述べることができる。

（解除）

- 百第十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 百第十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき百十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
 - 3 百第十条第一項の規定による仮指定が適當でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
 - 4 第一項又は第二項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九条第三項から第五項までの規定を準用する。
- （管理団体による管理及び復旧）
- 百第十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適當な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
 - 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
 - 4 第一項の規定による指定には、第九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 百第十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を

解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下の章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、園いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を開かなければならぬ。

- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一條

第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第一百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任せべき者（以下の章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十二条第三項の規定を準用する。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第一百二十二条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関する必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第一百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物が損失し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天

- 然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。
(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)
百第二十三条 文化庁長官は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十二条までの規定を準用する。
(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)
百第二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき百八十八条及び百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は百第二十二条第二項で準用する第三十六条第二項、百第二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。
(現状変更等の制限及び原状回復の命令)
百第二十五条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更についての維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同

- 条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による处分には、第一百一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。
(関係行政による通知)
- 百第二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならぬこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(百第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。
(復旧の届出等)
- 百第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、百第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。
(環境保全)
- 百第二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のた

め必要があると認めるとときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第五十二条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第一百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建物等その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第一百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるとときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第一百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のために他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができ。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物

又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第一百六十二条 国又は国の機関に對しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第一百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第二条第二項に規定する行政財産であるときその他の文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第一百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所轄を異にする会計の間において所管換え又は所構替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかるらず、無償として整理することができる。

第一百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十九条第一項又は第三項（第七十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に對し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に對し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

- 2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民

俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返却しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第百九条第三項（第百十条第三項及び第百十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第百三十四条第二項（第百三十五条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所屬替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めるべき場合は除く。）。

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。）及び第百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に關し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めるべき。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めるべき。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただ

し書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に關し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第一百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景觀の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

(後略)

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成30年法律第42号)

平成31年4月1日施行予定

(文化財保護法の一部改正)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第一百九条第四項中「(特別区を含む。以下同じ。)」を削り、「に前項」を「に同項」に改める。

第一百五十五条第一項中「及び第十二章」を「(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号」に改める。

第一百九条第二項中「特別の事情」を「当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要」に、「適当な」を「(第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な)」に、「第十二章」を「(第百八十七条第一項第三号)」に改める。

第一百二十六条中「(第百八十四条第一項)」の下に「又は第百八十一条の二第一項」を加え、「市」を「市町村の」に改める。

第一百二十九条の次に次の六条を加える。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第一百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認

定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに黙らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報

告の徵収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(中略)

第百七十条の次に次の五条を加える。

第百七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるとこより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞ

れ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

百七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要な形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

百七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要な形民俗文化財保存活用計画又は百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について百七十条の第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び百七十条の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要な形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、百六十七条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は百六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

百七十条の五 第五十三条の二第二項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画について百七十条の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、百六十七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

百七十条の六 文部科学大臣は、百七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要な形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝

天然記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

百七十四条の次に次の一条を加える。

百七十四条の二 百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要な形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は百二十九条の二から百二十九条の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は百二十九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要な形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

（中略）

百八十三条の次に次の八条を加える。

（文化財保存活用大綱）

百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。（文化財保存活用地域計画の認定）

百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び百九十二条の六第一項において「文化財

- 保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項
- 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を見反映するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会、第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聽かなければならぬ。
- 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。
- 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。
(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)
- 第九百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第九百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならぬ。
- 2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。
- (文化財の登録の提案)
- 第九百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第九百八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第九百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるとこにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。
- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聽かなければならぬ。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。
(認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収)

第一百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第一百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第一百八十三条の三 第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、速やなく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、速やかく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

第一百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第一百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるものほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第一百八十四条の次に次の一条を加える。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第一百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るもの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行ふ場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行ふこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

第一百八十七条第一項中「所有者（管理団体がある場合は、そ

の者) 又は管理責任者」を「次の各号に掲げる者」に、「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは」を「当該各号に定める管理、修理又は」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者当該重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理

二 重要有形民俗文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。)当該重要な有形民俗文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理

三 史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者当該史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)又は復旧

第五百九十条第一項中「市町村」の下に「いわゆる特定地方公共団体であるものを除く。」を、「より、」の下に「文化財に関して優れた識見を有する者により構成される」を加え、同条中第三項を第四項

とし、第二項を第三項とし、第一項の次に第一項を加える。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

第五百九十二条第一項中「都道府県」の下に「及び市町村」を、「教育委員会」の下に「(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体)」を加える。

第十二章に次の一節を加える。

第四節 文化財保存活用支援団体
(文化財保存活用支援団体の指定)

第五百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。

2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなけ

ればならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第五百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るために事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第五百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第五百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第五百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しく

は助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

- 第二百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。
- 2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第二百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると想するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第二百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

(後略)

文化財保護法施行令

(昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号)

最終改正：平成 29 年 6 月 14 日政令第 156 号

(前略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項又は第九十七条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行なうことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第二百一十八条、第二百二十条及び第二百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）及び法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百二十一一条第二項（法第二百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十五条第五項（法第五十五条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要な文化財又は重要な形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十五条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による報告、法

- 第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要な文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区
域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びロに掲げる現状変更等が市の区域（法第七百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号スに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第七百五十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の削削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹について、危険防止のため必要な伐採に限る。）チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間ににおける譲受け又は借受けル 天然記念物に指定された鳥類の巣に電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、傾度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百五十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ワの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(後略)

資料編

**国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝
天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準**

(昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号)

平成 8 年 10 月 28 日文部省告示第 185 号

(前略)

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

七

湖沼、湿地、浮島、湧泉

八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

九 火山、温泉

十 山岳、丘陵、高原、平原、河川

十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

(後略)

一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

二 都城跡、国郡府跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学术・文化に関する遺跡

五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

七 墳墓及び碑

八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類

九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たる

もの

名勝

左に掲げるもののうちわが国すぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

一 公園、庭園

二 橋梁、堤堰

三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所

五 岩石、洞穴

六 狹谷、瀑布、溪流、深淵

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号

平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第五十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 管理責任者の職業及び年令

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項
(所有者変更の届出書の記載事項)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令

八 変更の年月日

九 変更の事由

十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものと

資料編

する。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
- 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事

項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の原本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和 29 年 7 月 1 日文化財保護委員会規則第 9 号)

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の二
第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定
に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の
復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定期限

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地図又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（提出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なけれ

ばならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十九条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けた復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号)

最終改正：平成 27 年 12 月 21 日文部科学省令第 36 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百五十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定期限

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名

及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

二 理藏文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに隣接する地域の地番及び地図を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百五十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を

添えるものとする。

(擁持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は死亡している

場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、

名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において

て現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変

更等の後の原状）に復すとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は死亡している
場合において、当該き損又は死亡の拡大を防止するため応
急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は死亡し、
かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、
当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他他の国の機関が、史跡、名勝又は天
然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一
号又は第二項の規定による同意を求める場合には第
一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は
第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準
用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十一条第一項た
だし書の規定により現状変更について同意を求めることが要
しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記
載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及
びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の

適用区域を示す図面を添えるものとする。

(後略)

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

(平成12年4月28日府保記第226号都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」などにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行ふものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二二四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第

四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求ること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第

一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

三 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は扉
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港開港道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う

場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七十二条第一項の標識、説明板、境界標、開きくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は開きくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

(後略)

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号)

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日文部科学省令第 30 号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百五十五条第一項（法第百二十条及び第七十二条第五项で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彙り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（柱標及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する柱標又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彙るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるもの外、標識、説明板、柱標、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に關し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡に建立する石碑の取扱について

(昭和 43 年 1 月 文化財保護委員会通知)

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上、好ましいものではありません。したがって、県教委におかれでは、これまで通り原則として許可しないよう指導して頂きたく、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受け付けるよう取り計らい下さい。

申請条件

1 建立の主旨及び内容

建立の主旨及びその内容が当該史跡に關係するもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。

2 建立団体

当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。

3 建立場所

重要遺構を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。

4 石碑の高さ

5 石碑の占有面積

10 m²以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろん、設計図面を添付すること。

昭和 43 年 1 月 文化財保護委員会事務局 記念物課

<飛騨市関係>

飛騨市文化施設の設置及び管理に関する条例

(平成 16 年 2 月 1 日 条例第 99 号)

最終改正：平成 19 年 3 月 20 日 条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、飛騨市文化施設(以下「文化施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(文化施設の設置等)

第 2 条 文化施設を別表のとおり設置する。

(管理)

第 3 条 文化施設は、飛騨市教育委員会が管理する。

(職員)

第 4 条 文化施設に館長その他必要な職員を置くことができる。(使用の許可)

第 5 条 文化施設を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可に文化施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 6 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は良俗を害するおそれがあると認めた場合
- (2) 文化施設を損傷するおそれがあると認めた場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合を除くほか、文化施設の管理上使用させることが適当ないと認めた場合

(使用許可の取消し等)

第 7 条 館長は、第 5 条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化施設の使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ぜることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになつたとき。
- (4) 館長の指示に従わないとき。

資料編

(5) 假りその他不正の行為により、文化施設の使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(6) 前各号に掲げる場合を除くほか、館長が特に必要と認めたとき。

2 前項の措置によって使用者が損害を受けた場合において、市はこれに対し補償の責任を負わない。

(使用料等)

第8条 使用者は、飛騨市使用料徴収条例(平成16年飛騨市条例第70号)に定める使用料を納入しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、文化施設の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第10条 使用者は、文化施設に特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ館長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、文化施設の使用を終了したとき、又は第7条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、使用者が許可を受けた目的の範囲内で行う行為は、この限りでない。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危険及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危険及び迷惑を及ぼす物品を携帯しないこと。
- (4) 危険物を取り扱わないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、館長が指示する事項に反する行為をしないこと。

2 館長は、使用者が前項の規定に違反した場合は、当該文化施設の職員をして、その行為を止めることを指示させ、これに従わないとときは、文化施設から退去を命ずることができる。

(損害の賠償)

第13条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、館長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表(第2条関係) 崇拝枠

名称	位置	施設設置の目的
飛騨市高原郷土館(仲岡城・郡山資料館・民俗資料館)	飛騨市神岡町城ヶ丘1番地	社会教育の推進及び文化財の保護育成を図るための施設
史跡江馬氏館跡公園	飛騨市神岡町殿会所・庭園	史跡の歴史的価値を示し、文化財の保護育成を図るための施設

飛騨市文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成16年2月1日教育委員会規則第22号)

最終改正: 平成26年3月4日教育委員会規則第3号

(概旨)

第1条 この規則は、飛騨市文化施設の設置及び管理に関する条例(平成16年飛騨市条例第99号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 飛騨市文化施設(以下「文化施設」という。)の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

(開館の変更)

第3条 館長は、前条の規定にかかわらず、必要があると認めときは、教育長と協議の上臨時に開館時間を変更し、又は休館日を設けることができる。

2 前項の場合においては、事前に文化施設の掲示場に掲示する。(使用許可の申請)

第4条 文化施設を使用しようとする者は、文化施設使用許可申請書(様式第1号)に記載の上、館長に提出しなければならない。ただし、入場券で使用者についての、この限りでない。

2 前項の申請書の提出期限は、使用予定日の前日までとする。(使用変更許可の申請)

第5条 文化施設の使用の許可を受けた者は、許可事項を変更し、又は使用を取り消そうとする場合は、速やかに文化施設

使用許可変更(取消)申請書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。

(使用許可書等)

第6条 館長は、文化施設の使用を許可した場合には文化施設使用許可書(様式第3号)を、文化施設の使用を許可しなかった場合又は条例第7条の規定により使用の許可を変更し、若しくは取り消した場合には、文化施設使用不許可(変更・取消)通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(事故等の責任)

第7条 使用中に自己の過失により生じた事故等については、使用者が一切の責任を負うものとする。

(使用料等の取扱い)

第8条 館長は、使用料等を収納したときは、飛騨市会計規則(平成16年飛騨市規則第47号)により処理しなければならない。(展示品の保管)

第9条 館長は、展示品の保管状況を明確にするため、その分類及び種類に従い、展示品台帳を作成し、保管しなければならない。

(展示品台帳の整理)

第10条 館長は、展示品を取得したとき、又は展示品を処分し、若しくは展示品が滅失したときは、展示品台帳を整理しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、文化施設の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

別表(第2条関係) 場所別

名称	休館日	開館時間
飛騨市高原 郷土館(神 岡城、高山 資料館・民 俗資料館)	12月1日から 翌年3月31日 まで	午前9時から午後5 時まで ただし、入館は、午 後4時30分まで
史跡江馬氏 館跡公園 会所・庭園		午前10時から午後 4時まで ただし、入館は、午 後3時30分まで

飛騨市使用料徵収条例

(平成16年2月1日条例第70号)

最終改正: 平成29年10月3日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定により行政財産の使用又は公の施設の利用につき、徵収する使用料について必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 別表第1に掲げる行政財産を使用する者は、同表に定める使用料を、別表第2に掲げる公の施設を利用する者は、同表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の使用料は返還しない。ただし、市長が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、使用料を免除する。

(1) 国又は地方公共団体が直接その用に供する場合

(2) 本市又は本市教育委員会が委嘱した委員等で組織する団体が、その本来の目的に使用する場合

(3) その他市長が特に必要と認めた場合

(使用料の減額)

第4条 第2条の規定にかかわらず、市長が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第2(第2条関係)

2 公の施設の入館料 崇拝寺

公の施設の 名称	区分	入館料		備考
高原郷土館	個人	大人	460 円	小人は、
		小人	250 円	小・中学生
	団体(20人 以上)	大人	410 円	とする。
		小人	200 円	身体障が い者は、 20%割引
史跡江馬氏 館跡公園会 所・庭園	個人	大人	200 円	とする。た だし、その 額に 10 円 未満の端 数が生じ たときは、 その端数 を切り捨 て得た 額とする。
		小人	100 円	
	団体(20人 以上)	大人	160 円	
		小人	80 円	

飛騨市都市公園条例

(平成16年2月1日条例第216号)

最終改正：平成28年3月29日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号)以下「法」という。)及び法に基づく命令並びに他の条例に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の設置する都市公園(以下「都市公園」という。)は、別表第1のとおりとする。

(都市公園の敷地面積の標準)

第3条 市の設置する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の2 市長は、次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として歩行圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、歩行圏内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを

- 目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるよう配し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるようその敷地面積を定めること。
- 2 市長は、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風波の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう設置し、及びその敷地面積を定めるものとする。
- (公園施設の建築面積の割合)
- 第3条の3 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設計される建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の統計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。
- (公園施設の建築面積の割合の特例)
- 第3条の4 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることする。
- 2 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることする。
- 3 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることする。
- 4 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条及び前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることする。
- (行為の禁止)
- 第4条 都市公園を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 土地の形質を変更すること。
 - (2) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
 - (3) 竹林を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
 - (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) ごみの投げ捨てその他不衛生な行為をすること。
 - (6) たき火その他公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
 - (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと。
 - (9) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (10) その他都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。
- (行為の制限)
- 第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
 - (5) 市長が定める公園施設の内部に広告物を掲出すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に

支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第6条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、都市公園の相應その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき、又は都市公園に関する工事を若しくは公園施設の保守管理のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の規定による条例で定める事項は、公園施設の設置又は管理の目的、期間、場所、内容、方法その他規則で定める事項とする。

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、工作物その他の物件又は施設の管理の方法その他規則で定める事項とする。

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更是、次に掲げるもののとする。

(1) 占用物件の模様替えで、当該物件の外觀又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(有料公園施設)

第10条 有料公園施設(有料で利用させる公園施設をいう。以下同じ。)は別表第2のとおりとする。

2 有料公園施設を利用しようとする者は、別に定めところにより申請し、その許可を受けなければならない。

(管理)

第11条 都市公園は、飛騨市が管理する。

(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは法第5条

第2項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を、

規則で定めるところにより納入しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらす、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた期間が1月末満のものについての使用料は、別表第3に掲げる額の使用料に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。

3 既然の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

4 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査)

第13条 市長は、都市公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法又はこの条例の規定による許可事項その他必要と認める事項について、報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入り、調査させ、若しくは検査させることができる。

2 前項に規定する当該職員は、要求があるときはその身分を示す証票を提示しなければならない。

(変更又は廃止)

第14条 市長は、都市公園の区域若しくは法第2条の2の政令で定める事項を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の変更又は廃止に係る事項その他必要と認める事項を公告するものとする。

(監督处分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復その他必要な措置を命ぜることができる。

(1) この条例の規定又はこの条例の規定による処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、こ

の条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前 2 号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合(工作物等を保管した場合の公示事項)

第 15 条の 2 法第 27 条第 5 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第 15 条の 3 法第 27 条第 5 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して 14 日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報又是新聞紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第 15 条の 4 法第 27 条第 6 項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要がある

と認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を開くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第 15 条の 5 市長は、法第 27 条第 6 項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第 15 条の 6 市長は、保管した工作物等(法第 27 条第 6 項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を掲示させる等の方法によって、その者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による領収書と引換えに返還するものとする。

(公園予定区域等についての準用)

第 16 条 第 2 条から第 7 条まで及び第 13 条から前条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。(過料)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1 万円以下の過料を科する。

(1) 第 4 条(第 16 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第 10 条第 2 項の規定に違反して有料公園施設を利用した者

(3) 第 15 条(第 16 条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第 19 条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。

第 20 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対し各本条の過料を科する。

資料編

別表第1(第2条関係) 崇拝料

名称	位置	種別	面積ha	開設年月日
城ヶ丘公園	飛騨市神岡町城ヶ丘 1番地1	近隣	1.00	昭和44年5月1日
史跡江馬氏館跡公園	飛騨市神岡町殿 番地1	特殊	2.40	平成19年10月1日

別表第2(第9条関係)

有料公園施設 崇拝料

公園の名称	施設の名称
飛騨市城ヶ丘公園	高原郷土館
飛騨市史跡江馬氏館跡公園	会所、庭園

別表第3(第11条関係)

使用料 崇拝料

区分	単位	期間	使用料(円)
公園施設を設ける場合	1平方メートル	1年	1,000
	1平方メートル	1月	200
	1平方メートル	1日	100
公園施設を管理する場合	1平方メートル	1年	1,500
	1平方メートル	1月	300
	1平方メートル	1日	200

都市公園を占用する場合	電柱	1本	1年	1,800
	電話柱	1本	1年	1,100
	地下外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	55
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		82
都市公園において行為をすむ場合	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		110
	外径が1メートル以上のもの	豪庄塔その他のに類するもの	1基	1年
	工事用材料置場その他のこれに類するもの	1平方メートル	1月	370
	その他の占用	1平方メートル	1日	37
都市公園において行為をすむ場合	販売、募金その他のこれらに類する行為を行う場合	1人	1日	200
	業として写真撮影を行う場合	1人	1日	200
	業として映画撮影を行う場合	1件	1日	4,000
	興行を行う場合	1件	1日	6,000
競技会、展示会、博覧会、集会その他のこれらに類する行為を行う場合	競技会、展示会、博覧会、集会その他のこれらに類する行為を行う場合	1平方メートル	1日	10

有料公 園施設 を使用 する場 合	飛騨市史跡江馬氏 館跡公園会所庭園	別に定める	別に 定め る
-------------------------------	----------------------	-------	---------------

備考

- 1 使用料の額を算定する基礎となる長さに 1 メートルに満たない端数があるときは、その端数を 1 メートルとして計算する。
- 2 1 月を期間とするものは、使用料の額を算出する基礎となる面積に 1 平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を 1 平方メートルとして計算する。
- 3 1 年を期間とするものは、使用料の額を算出する基礎となる期間に 1 月に満たない端数があるときは、その端数が 15 日以上あるときは 1 月分、15 日に満たない端数があるときは、半月分として計算する。なお、1 日当たり使用料が規定してあるものについては、この限りでない。
- 4 使用料の額を算出する基礎となる期間が 1 年に満たないときは、使用期間が開始し、又は終了する日の属する月を含めて月割りで計算する。
- 5 電柱及び電話柱には、支線、支柱及び架空線を含むものとする。

2. 現状変更に関する流れ

史跡指定地における現状変更申請について（飛騨市ホームページ公開情報）

飛騨市内の史跡の所在地は、遺跡地図に掲載されている遺跡の範囲に含まれます。

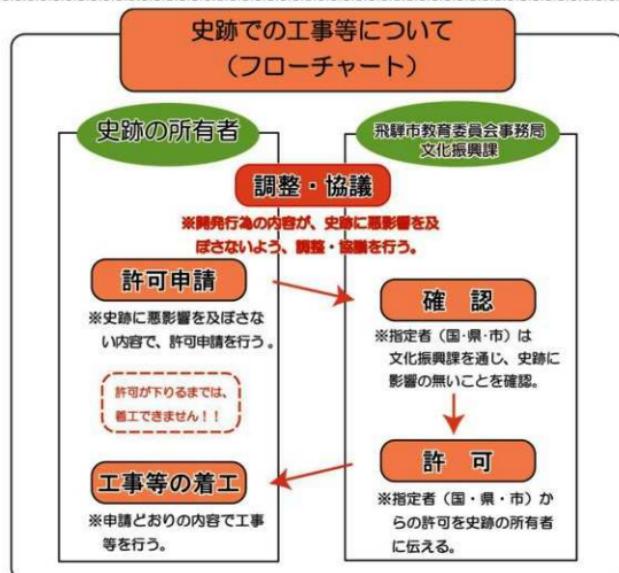
遺跡地図は教育委員会事務局文化振興課、基盤整備部都市整備課および水道課、農業委員会、農林課、各振興事務所（神岡、河合、宮川）で閲覧できます。

遺跡の中でも、文化財保護法、岐阜県文化財保護条例、飛騨市文化財保護条例により史跡に指定された範囲で開発事業を計画した場合、史跡に悪影響を及ぼさないよう工事内容の調整を行った後、現状変更許可申請を行う必要があります。

現状変更とは、建物を建てる・土地を掘る・盛土する・樹木を伐採する・登城道をつくる、などの行為です。

工事の着手は、指定者（国、岐阜県、飛騨市のいづれか）から許可が下りた後になります（下図フローチャート）。その他の文化財（有形・無形・天然記念物等）についても、現状を変更する際は同様に手続きが必要になります。

詳細に関しては、飛騨市教育委員会事務局文化振興課文化係までお問い合わせください。



※許可を得るまでに、国指定の場合は申請書提出後、約2ヶ月を要します。
現状変更の着工は、許可が出てからとなります。
早めの手続きをお願いします。

申請書記入例（1/3）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

**添付書類を含めて飛騨市担当に
3部提出ください。**

住所 飛騨市古川町本町2番22号
氏名 飛騨 太郎 一押印

史跡江馬氏城館跡の現状変更（車庫増築_{（既行ない行為を記入）}）について

下記のとおり、文化財保護法第125条第1項の規定により、史跡江馬氏城館跡の現状変更をしたいので、関係図書を添えて申請します。

記

1. 史跡の種別、名称
 種 別 史 跡
 名 称 江馬氏城館跡
 下館跡
 高原諏訪城跡
 土城跡
 寺林城跡
 政元城跡
 洞城跡
 石神城跡

2. 指定年月日
 昭和55年3月21日

3. 史跡の所在地
 岐阜県飛騨市神岡町殿宇中通り573番地1 他439筆

4. 所有者の氏名又は名称及び住所
 名 称 飛騨市 他 69名
 住 所 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号

5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 なし

6. 管理団体の名称及び所在地
 なし

7. 管理責任者の名称及び住所
 なし

申請書記入例（2/3）

8. 許可申請者の氏名及び所在地

名称及び代表者氏名 飛驒 太郎

所在地 飛驒市古川町本町2番22号

9. 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）を必要とする理由

※記載内容を飛驒市担当に確認ください。

(例1) 車庫増築の場合

既存車庫の南隣の空地に、5m×3mの範囲で車庫を増築する。

高さは既存の車庫に合わせ、3mとする。基礎はベタ基礎を伴い、現況により30cm掘削を行う。外壁の色は既存車庫と同じこげ茶とする。

(例2) 森林間伐の場合

除伐面積5000m²。3本に1本程度の割合で計200本ほど元切りする。搬出はケーブルで行う。

(例3) 屋根トタン張り替えの場合

屋根面積50m²の全面においてトタン板を張り替える。色や形状に変化はない。

10. 現状変更の内容及び実施の方法

※記載内容を飛驒市担当に確認ください。

(例1) 車庫増築の場合

車庫の基礎設置に伴う掘削は現況より30cm下までで、敷地造成度の範囲内であるため史跡に悪影響は無い。また、既存車庫と同色であるため景観への悪影響は無い。

(例2) 森林間伐の場合

伐採は元切りであり、掘削を伴わず、搬出も掘削を伴わないケーブルを使用するため、史跡への悪影響は無い。また、除伐のため景観への影響も無い。

(例3) 屋根トタン張り替えの場合

工事に伴う掘削は無く、史跡への悪影響は無い。色や形状の変化はないと景観への悪影響も無い。

11. 現状変更等により生ずべき景観の変化・史跡へ及ぼす影響

※記載内容を飛驒市担当に確認ください。

(例1) 車庫増築の場合

車庫の基礎設置に所有車両が増加したため、車庫の増築を行いたい。

(例2) 森林間伐の場合

森林除伐を行い、山内を明るくし、土壤を回復させ健全な森林とするため。

(例3) 屋根トタン張り替えの場合

屋根面積50m²の全面においてトタン板を張り替える。色や形状に変化はない。

12. 現状変更等の着手及び終了の予定期限

※余裕を持った終了日を記入ください（予定より早く終了することは問題ありませんが、遅れる場合は変更の届出が必要になります）。

着手日 許可のあった日から（〇月中頃の着工を希望）

終了日 着工した日より2ヶ月後（予定）

申請書記入例 (3/3)

1 3. 現状変更等に係る地城の地番及び所有者

※全ての地番をご記入ください。

地 番 飛驒市神岡町殿〇〇
 所有者 飛驒 太郎

1 4. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名及び住所又は名称並びに事務所の所在地

※未定の場合は「未定」と記入ください。

名 称 史跡株式会社
 代表者 史跡 太郎
 所在地 飛驒市神岡町〇〇

1 5. その他参考となるべき事項

※記載事項(関係する現状変更、他の法令の申請等)がある場合があるため、文化振興課に記載内容を確認ください。

添付書類

※1~3は必須です。4~5は必要な場合があります。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図(平面図・断面図等)
- (2) 現状変更に係る地城及びこれに隣接する地番及び地ぼうを表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地城の写真
- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

3. 関係資料

- ・古絵図、絵画、地図、古写真等について、史跡等に直接関連するものを選択し掲載した。
- ・資料は神岡町史編纂（平成 22（2010）年度まで実施）のために収集されたものを基本としているが、今回新たに調査・掲載した資料もある。
- ・所有者が飛騨市以外のものについては、各所有者の許可を得て掲載した。
- ・神岡町史編纂のために収集された資料については、『神岡町史 資料目録編』（飛騨市教育委員会、2011）に準拠した資料名とし、備考欄に目録の分類番号（例：目録編 3-02-27）を示した。簡易記録として撮影された不鮮明な写真もあるが、資料紹介の意図として掲載する。
- ・岐阜県歴史資料館所蔵の資料については、神岡町史編纂時に撮影された写真を掲載している。資料名は『神岡町史 資料目録編』のものではなく、岐阜県歴史資料館の「陣屋文書目録」の資料名を掲載している。
- ・拠点地区である傘松城跡・東町城跡に関する資料については、指定地ではないが史跡全体に関連する資料として掲載している。

絵図資料

No	資料名	時代	所蔵・出典	備考
1	諏訪城図（高原諏訪城跡）	書写年不明	飛騨高山まちの博物館 蔵	『飛州志（文政 12 成立）』 写本、高原諏訪城跡
2	江馬之館図（東町城跡）	書写年不明	〃	『飛州志（文政 12 成立）』 写本、東町城跡
3	殿村山絵図 -4	伝 天保 15 年	個人蔵	高原諏訪城跡・下館跡、 目録編 3-02-27（再撮影実施）
5	（天保度一村限山絵図） 吉城・下高原郷（殿村）	年代不明	岐阜県歴史資料館蔵	高原諏訪城跡、 40 葉のうち殿村分 1 葉
6	村絵図 吉城・下高原郷・殿	文化元年	〃	高原諏訪城跡・下館跡
7	村絵図 吉城・下高原郷・土	文化元年	〃	土城跡
8	村絵図 吉城・下高原郷・牧	文化元年	〃	土城跡
9	村絵図 吉城・下高原郷・寺林	文化元年	〃	寺林城跡
10	村絵図 吉城・下高原郷・西	文化元年	〃	政元城跡
11	村絵図 吉城・下高原郷・麻生野	寛政 12 年	〃	洞城跡
12	村絵図（石神）	年代不明	石神区	石神城跡、 目録編 石神区-4-41
13	村絵図 吉城・下高原郷・石神	年代不明	岐阜県歴史資料館蔵	石神城跡
14	村絵図 吉城・下高原郷・吉田	文化元年	〃	傘松城跡
15	村絵図 吉城・下高原郷・釜崎	文化元年	〃	傘松城跡
16	村絵図 吉城・下高原郷・東町	文化元年	〃	東町城跡

絵画資料

No	資料名	時代	所蔵・出典	備考
17	越中東街道画巻（寺林村・吉田村付近）	文化年間ごろ	洞雲寺藏	市指定有形文化財 （「越中東街道画巻 大森旭亭画」）
18	〃（寺林城跡付近拡大）			
19	〃（殿村・船津町村・朝浦村・東町村付近）			
20	〃（下館跡・高原諏訪城跡・東町城跡付近拡大）			
21	〃（傘松城跡・八幡山城跡付近拡大）			
22	〃（船津町村付近拡大）			
23	〃（土村・牧村・跡津川村・左吉村・大多和村付近）			
24	〃（土城跡付近拡大）			

地図資料

No	資料名	時代	所蔵・出典	備考
25	都市計画図（下館跡付近）	昭和 26 年	飛驒市	
26	都市計画図（東町城跡付近）			
27	史跡公園整備計画図	昭和 50 年	個人蔵	庭園文化研究所作成 (昭和 51 年度調査の発掘 の通知に添付)

古写真

No	資料名	時代	所蔵・出典	備考
28	下館跡庭園造構	昭和初期	神岡町教育委員会 1979 『江馬氏城館 跡発掘調査概報』より	
29	高原諏訪城跡	昭和 10 年ごろ	柴田忠太郎 1937 『高原郷土史』より	
30	下館跡庭園造構（調査前）	不明	個人蔵	
31	指定前調査、現地指導の様子	不明	〃	昭和 49 ~53 年ごろ
32	公園整備前の東町城跡（南西より）	不明	〃	
33	公園整備前の東町城跡（南東より）	昭和 41 年	〃	
34	公園整備前の東町城跡壇台	不明	〃	
35	公園整備前の東町城跡壇台石垣	不明	〃	

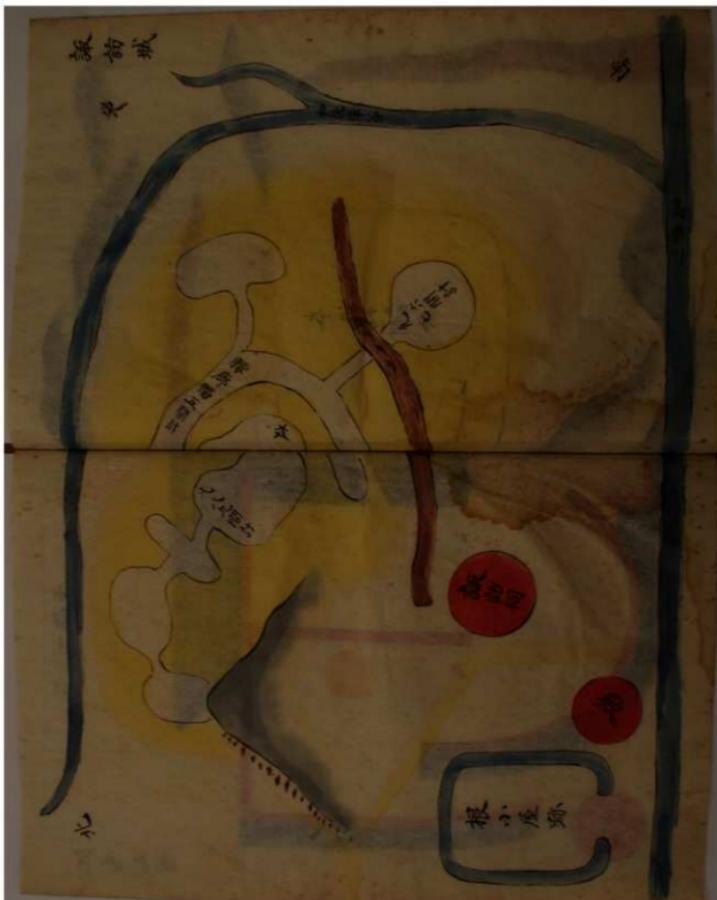
資料編

測量図

No	資料名	時代	所蔵・出典	備考
36	高原譲訪城跡遺構保存地区実測図	昭和 52 年	飛驒市	
37	下館跡・高原譲訪城跡等高線地形図			
38	高原譲訪城跡等高線地形図（主要部）			
39	土城跡等高線地形図			
40	寺林城跡等高線地形図	平成 31 年	飛驒市	
41	政元城跡等高線地形図			
42	洞城跡等高線地形図			
43	石神城跡等高線地形図			
44	拿松城跡等高線地形図			
45	下館跡・高原譲訪城跡赤色立体図			
46	高原譲訪城跡赤色立体図（主要部）			
47	土城跡赤色立体図			
48	寺林城跡赤色立体図	平成 31 年	飛驒市	
49	政元城跡赤色立体図			
50	洞城跡赤色立体図			
51	石神城跡赤色立体図			
52	拿松城跡赤色立体図			
53	下館跡現況地籍合成図			
54	高原譲訪城跡現況地籍合成図			
55	土城跡現況地籍合成図			
56	寺林城跡現況地籍合成図	平成 31 年	飛驒市	
57	政元城跡現況地籍合成図			
58	洞城跡現況地籍合成図			
59	石神城跡現況地籍合成図			
60	下館跡旧公園合成図			
61	高原譲訪城跡旧公園合成図			
62	土城跡旧公園合成図			
63	寺林城跡旧公園合成図	平成 31 年	飛驒市	明治 21 年作成（一部昭和期までの加筆あり）の旧公園をトレースし、等高線地形図に合わせて調整したもの。
64	洞城跡旧公園合成図			
65	政元城跡旧公園合成図			
66	石神城跡旧公園合成図			

その他

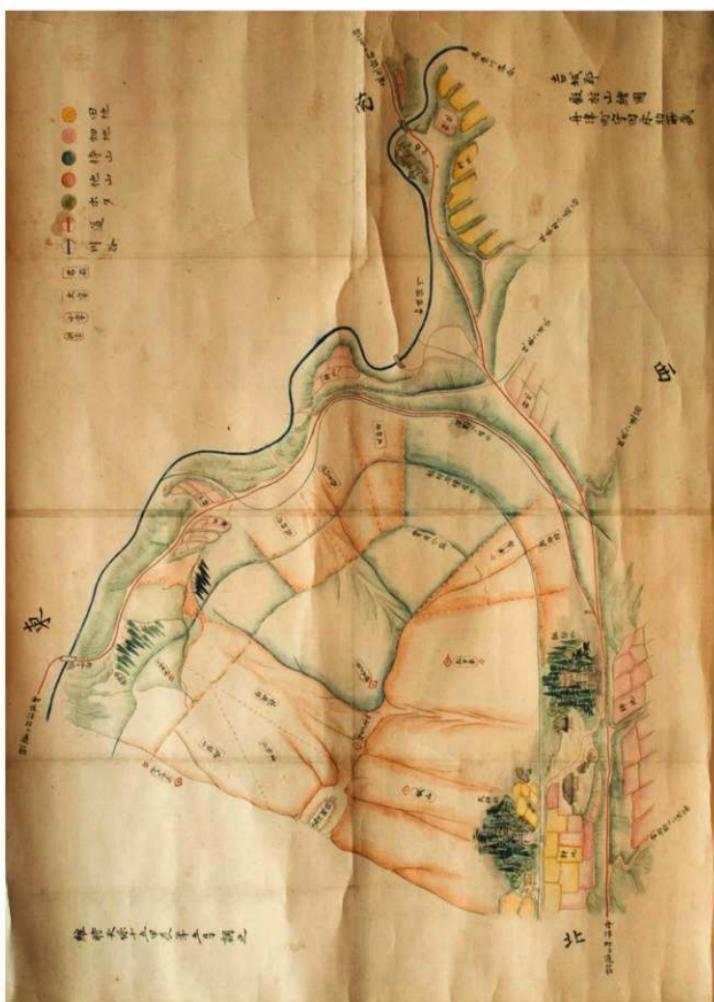
No	資料名	時代	所蔵・出典	備考
67	赤色立体図（構想範囲）	平成 31 年		赤色立体図（地理院タイル）をもとに作成
68	飛驒市内主要城館等位置図	平成 31 年	飛驒市	
69	下館跡・高原譲訪城跡復元イラスト	平成 30 年	飛驒市	天正 10 年ごろの様子を想定（画：香川元太郎）



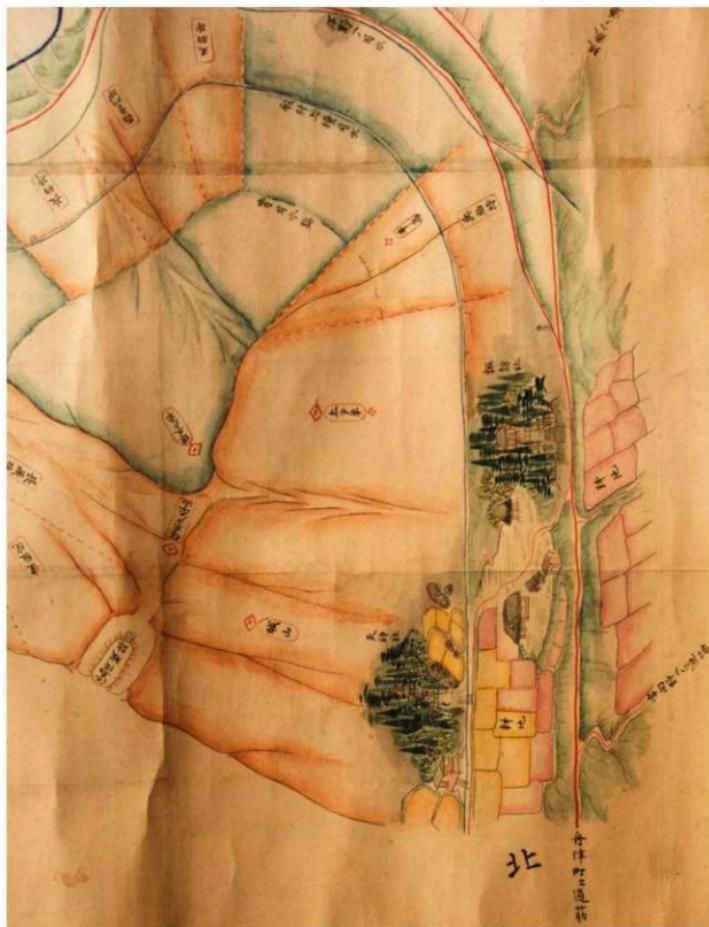
資料 1 諏訪城図（高原諏訪城跡）



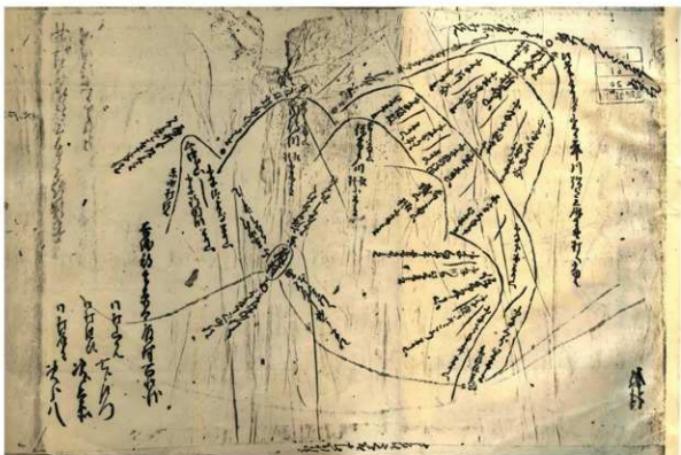
資料2 江馬之館図（東町城跡） 書写年不明



資料3 殿村山絵図 伝 天保15年



資料4 殿村山絵図（集落地区拡大） 伝 天保 15年



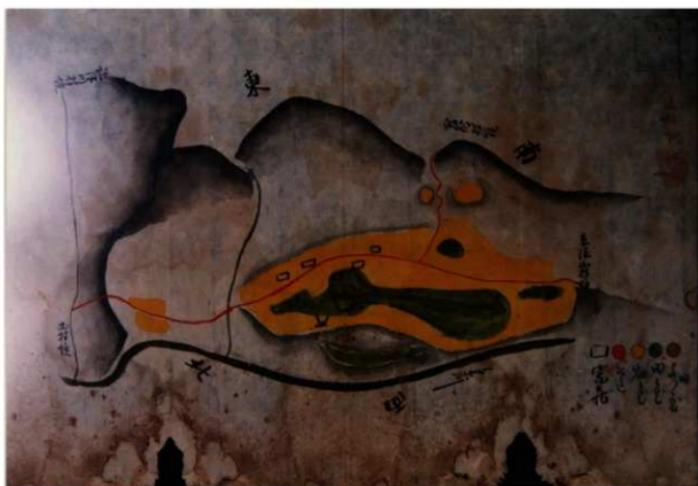
資料5 (天保度一村限山絵図) 吉城・下高原郷(殿村) 年代不明



資料6 村絵図 吉城・下高原郷・殿 文化元年



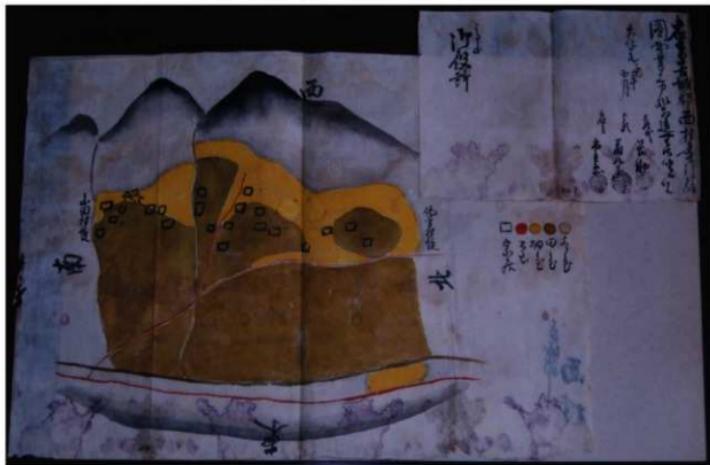
資料7 村絵図 吉城・下高原郷・土 文化元年



資料8 村絵図 吉城・下高原郷・牧 文化元年



資料9 村絵図 吉城・下高原郷・寺林 文化元年



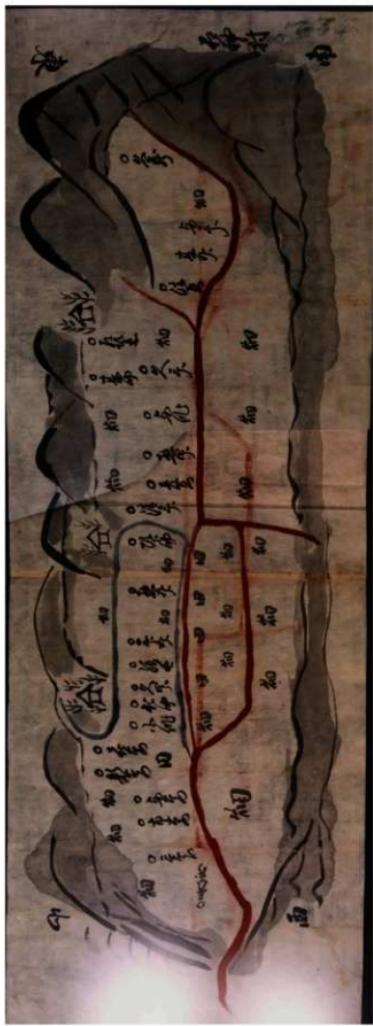
資料10 村絵図 吉城・下高原郷・西 文化元年



資料11 村絵図 吉城・下高原郷・麻生野 宽政12年



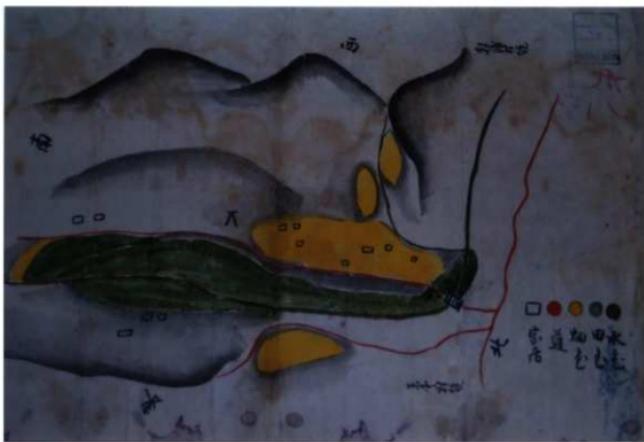
資料12 村絵図(石神) 年代不明



資料 13 村絵図 吉城・下高原郷・石神 年代不明



資料 14 村絵図 吉城・下高原郷・吉田 ※奈松城跡付近のみ 文化元年



資料 15 村絵図 吉城・下高原郷・蓋崎 文化元年



資料 16 村繪圖 吉城・下高原鄉・東町 文化元年



資料 17 越中東街道画卷（寺林村・吉田村付近） 文化年間ごろ



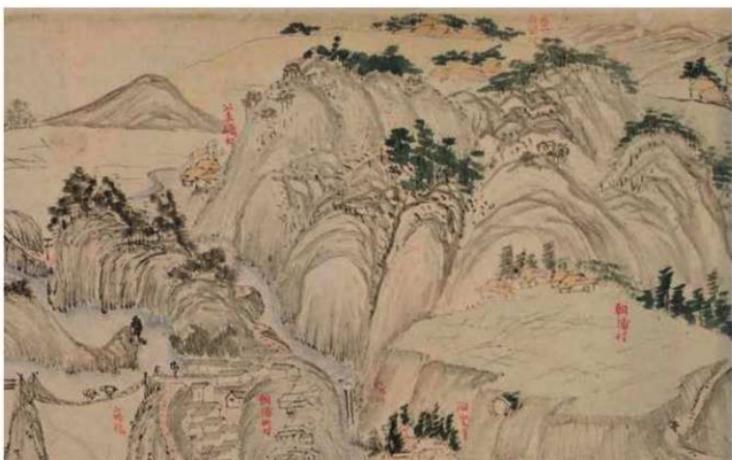
資料 18 越中東街道画卷（寺林城跡付近拡大） 文化年間ごろ



資料 19 越中東街道画卷（殿村・船津町村・朝浦村・東町村付近） 文化年間ごろ



資料 20 越中東街道画卷（下館跡・高原諏訪城跡・東町城跡付近拡大） 文化年間ごろ



資料 21 越中東街道画卷（韋松城跡・八幡山城跡付近拡大） 文化年間ごろ



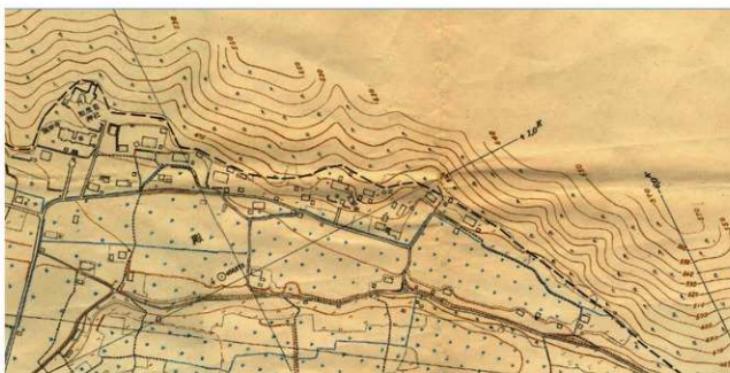
資料 22 越中東街道画卷（船津町村付近拡大） 文化年間ごろ



資料23 越中東街道画卷（土村・牧村・跡津川村・左古村・大多和村付近） 文化年間ごろ



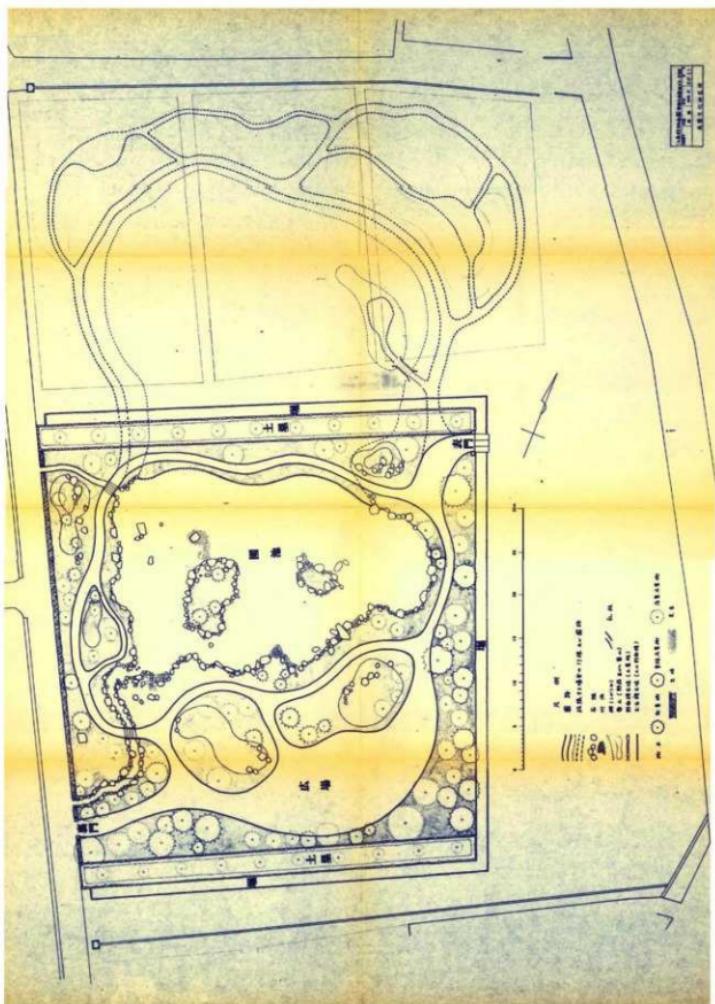
資料24 越中東街道画卷（土城跡付近拡大） 文化年間ごろ



資料25 都市計画図（下館跡付近） 昭和26年



資料26 都市計画図（東町城跡付近） 昭和26年



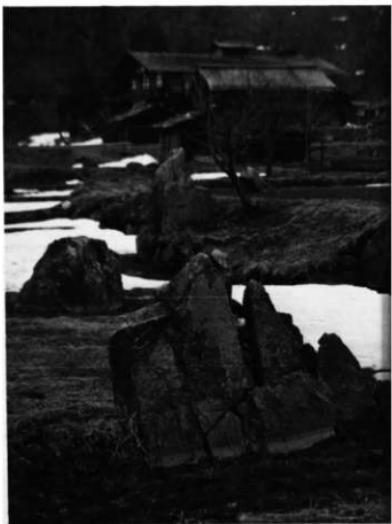
資料 27 史跡公園整備計画図 昭和 50 年



資料 28 下館跡庭園遺構 昭和初期撮影



資料 29 高原諏訪城跡 昭和 10 年ごろ撮影



資料 30 下館跡庭園遺構（調査前） 撮影年不明



資料 31 指定前調査・現地指導の様子 昭和 49~53 年ごろ撮影



資料 32 公園整備前の東町城跡（南西より） 撮影年不明



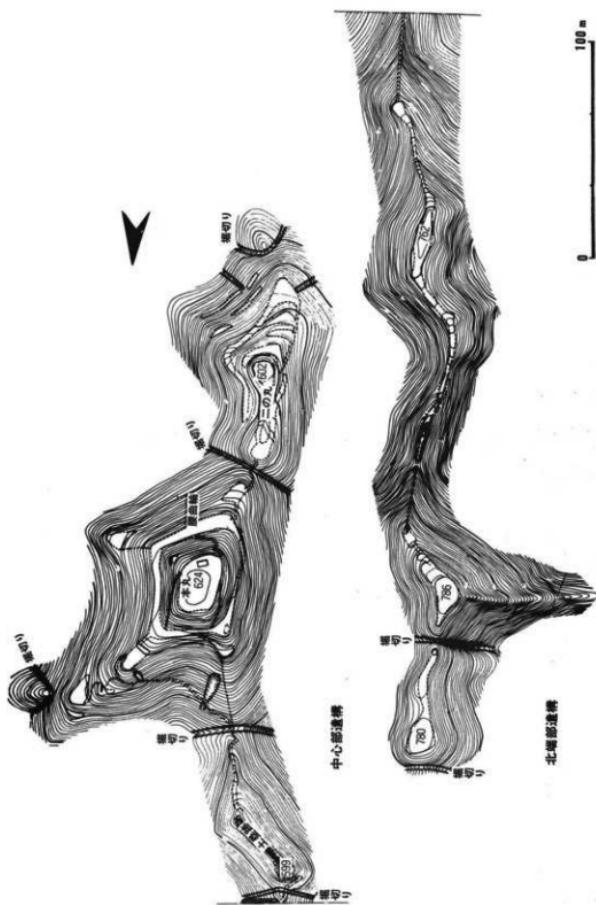
資料 33 公園整備前の東町城跡（南東より） 撮影年不明



資料 34 公園整備前の東町城跡檻台 撮影年不明



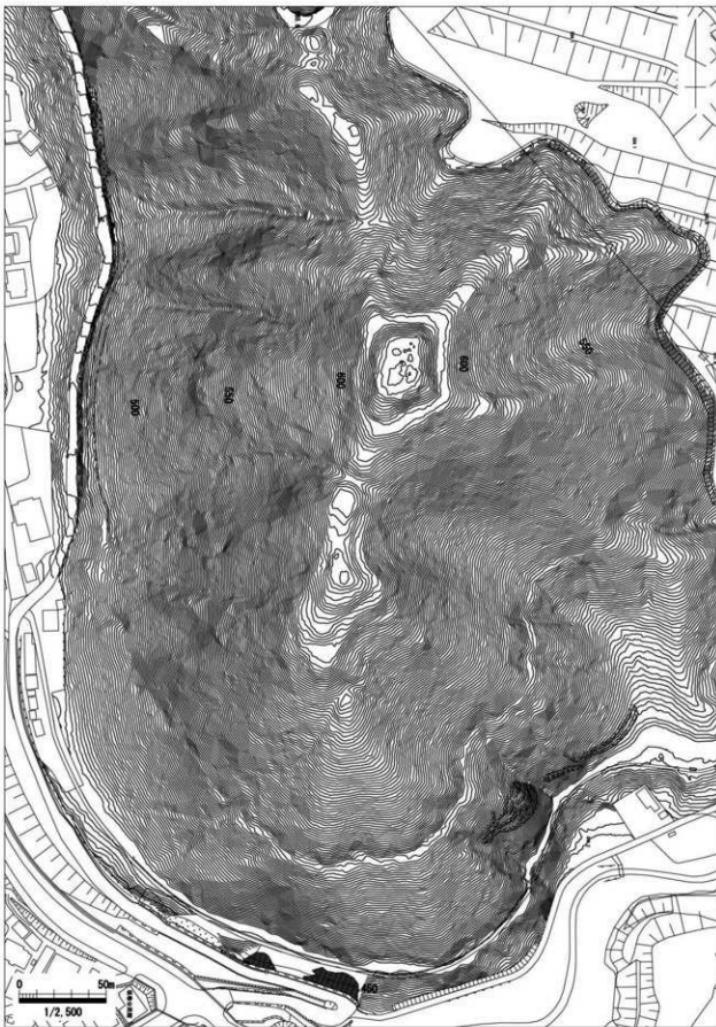
資料 35 公園整備前の東町城跡檻台石垣 撮影年不明



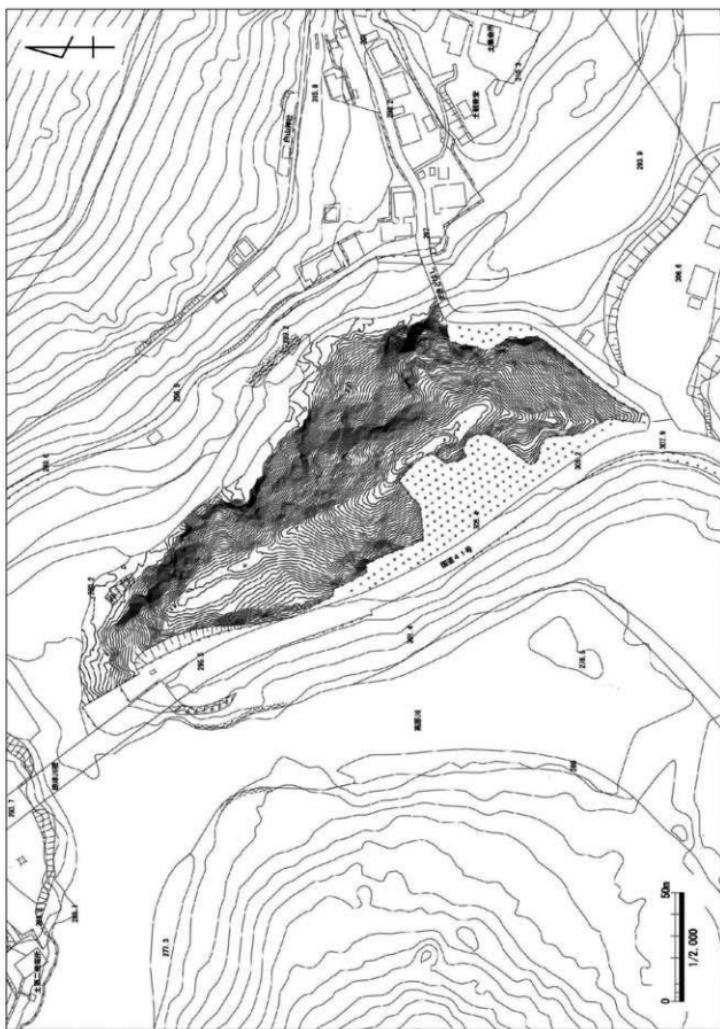
資料 36 高安城跡遺構保存地区実測図 昭和 52 年



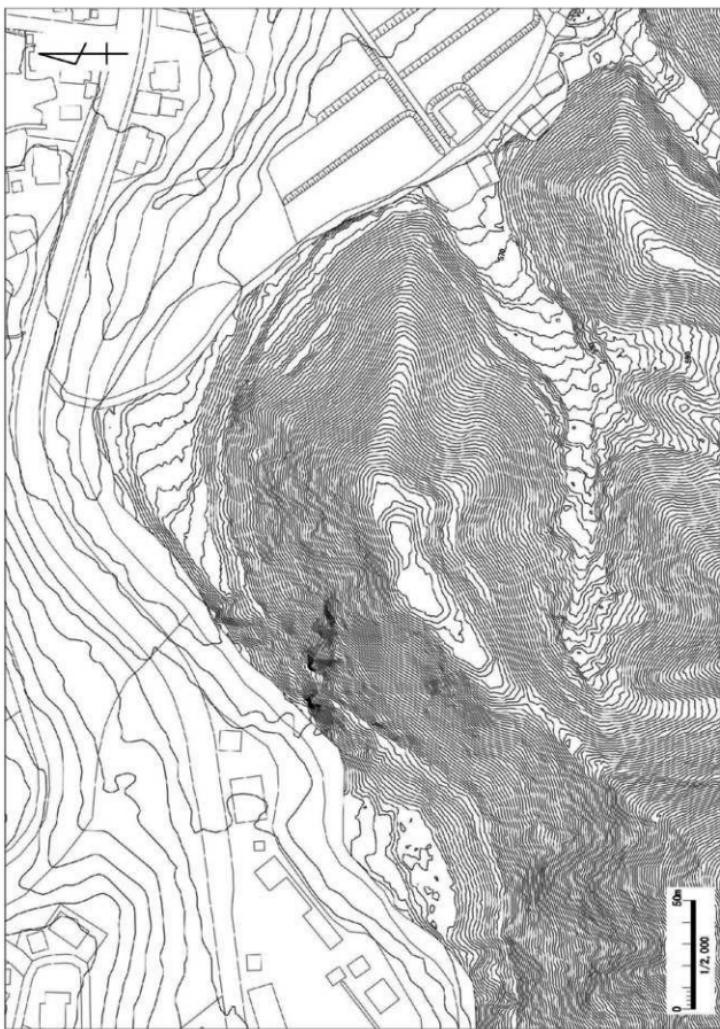
資料 37 下館跡・高原鐵訪城跡等高線地形図



資料 38 高原勘探城跡等高線地形圖（主要部）



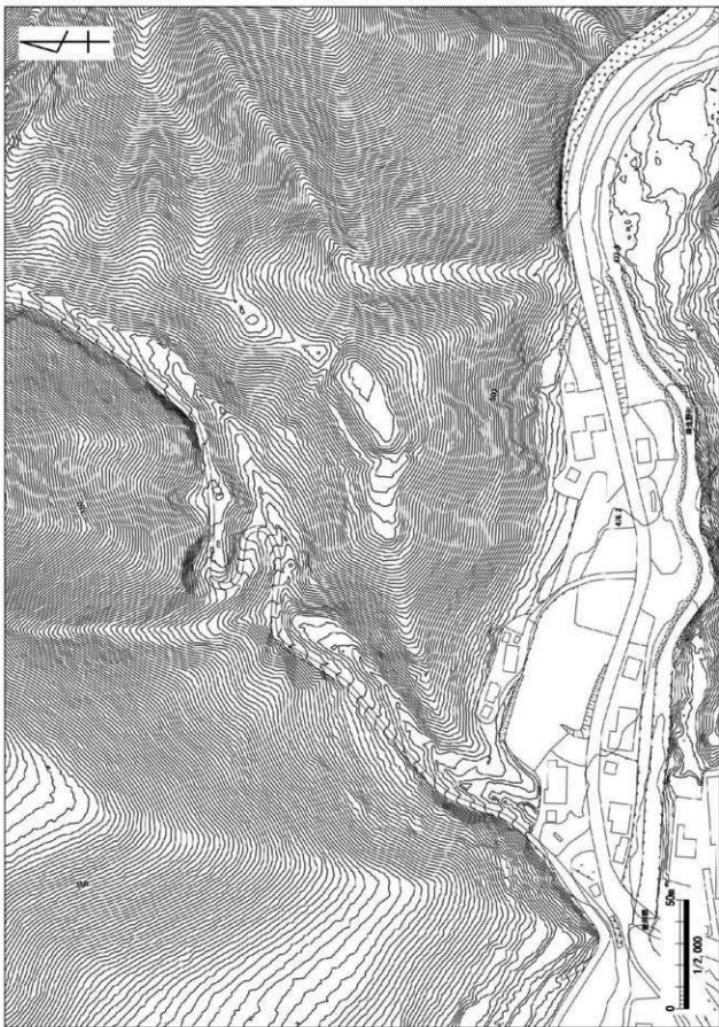
資料 39 土城跡等高線地形図



資料 40 寺林城跡等高線地形圖



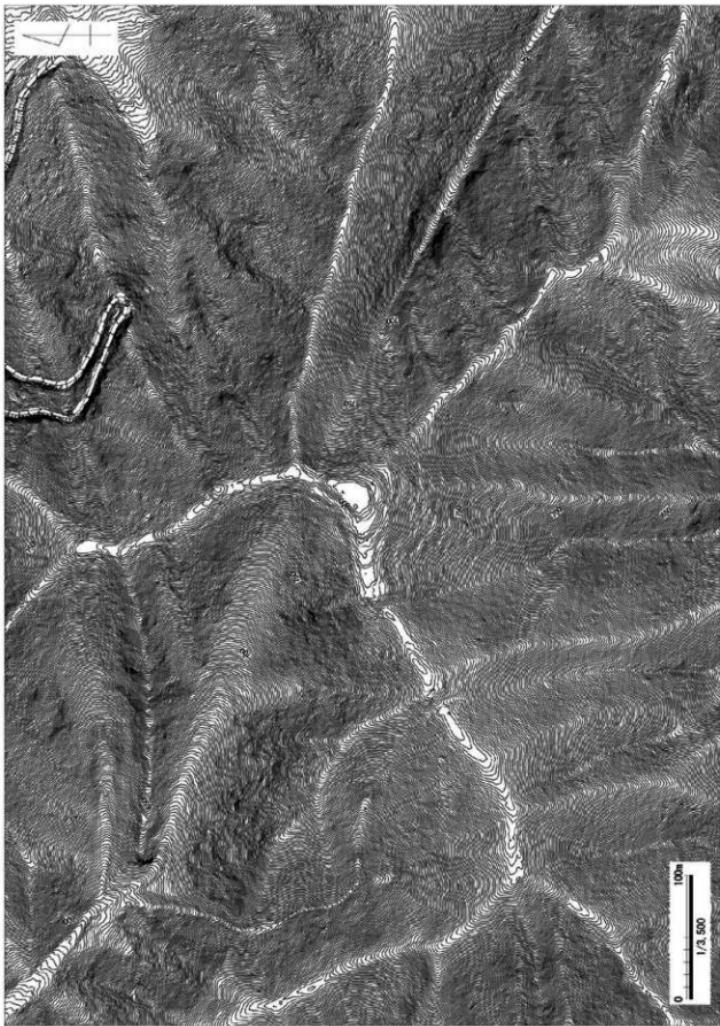
資料 41 政元城跡等高線地形図



資料 42 洞城跡等高線地形図



資料 43 石神城跡等高線地形図



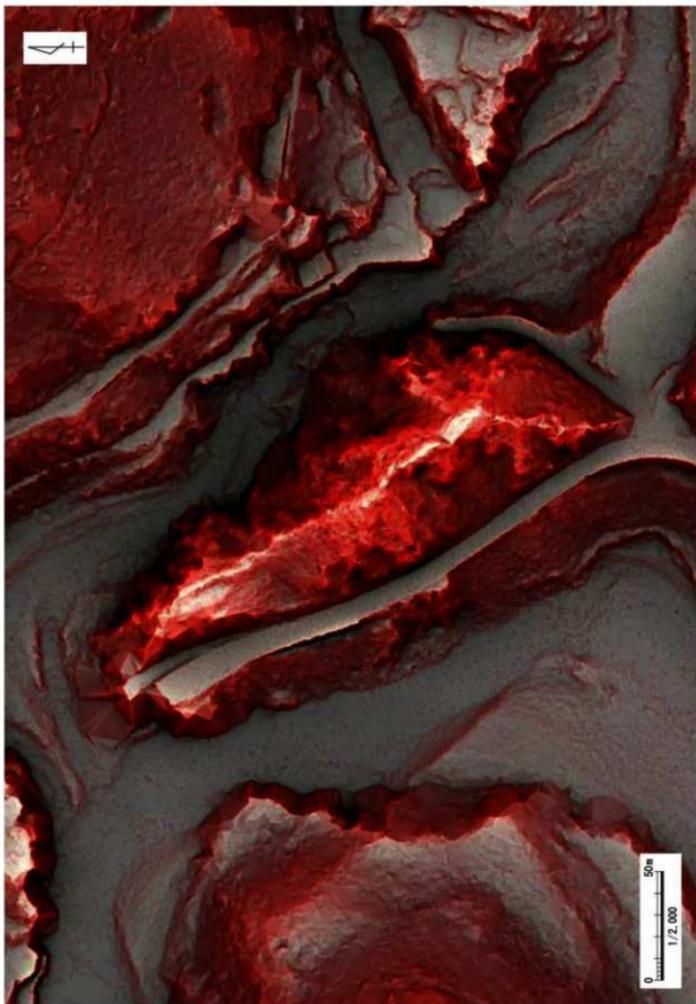
資料 44 奉松城跡等高線地形図



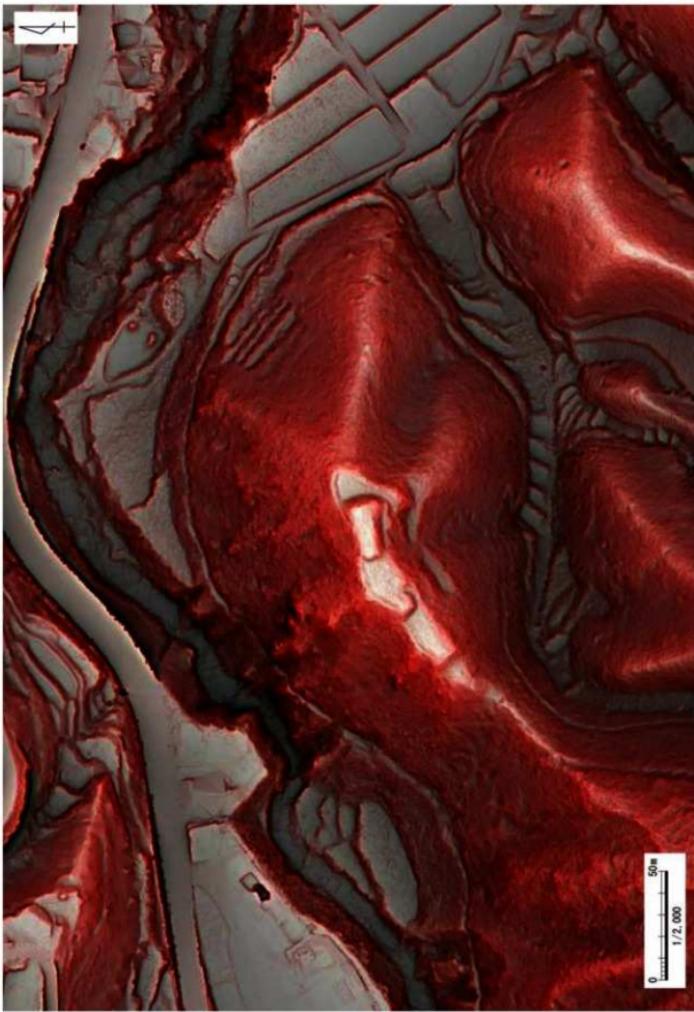
資料 45 下館跡・高原譲訪城跡赤色立体図



資料 46 高原謫謫城跡赤色立体図（主要部）



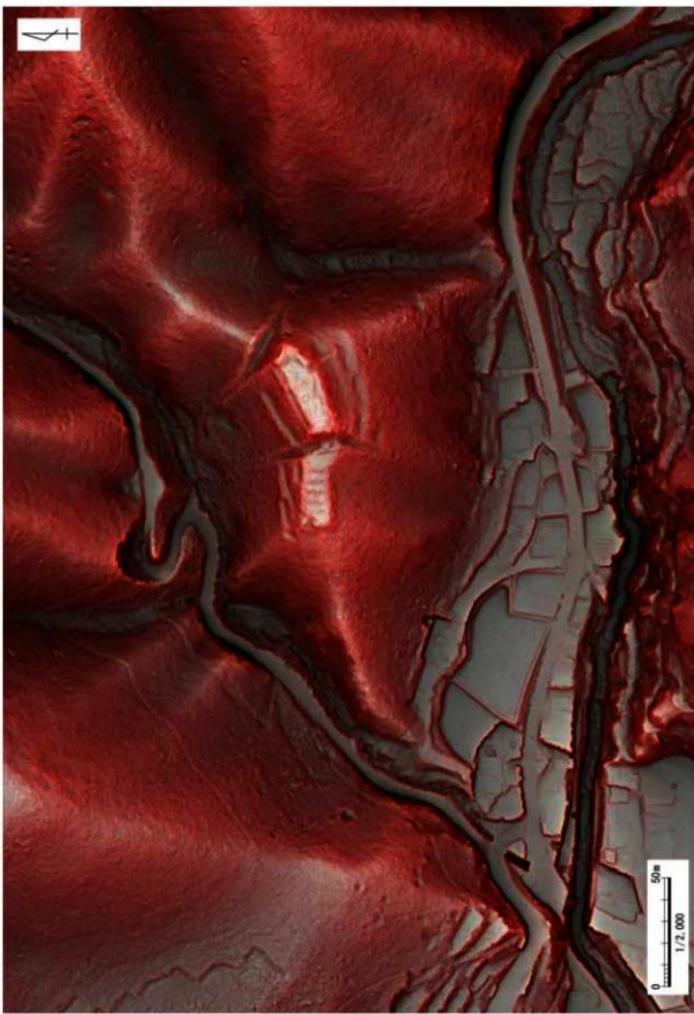
資料 47 土城跡赤色立体図



資料 48 寺林城跡赤色立体図



資料 49 政元城跡赤色立体図



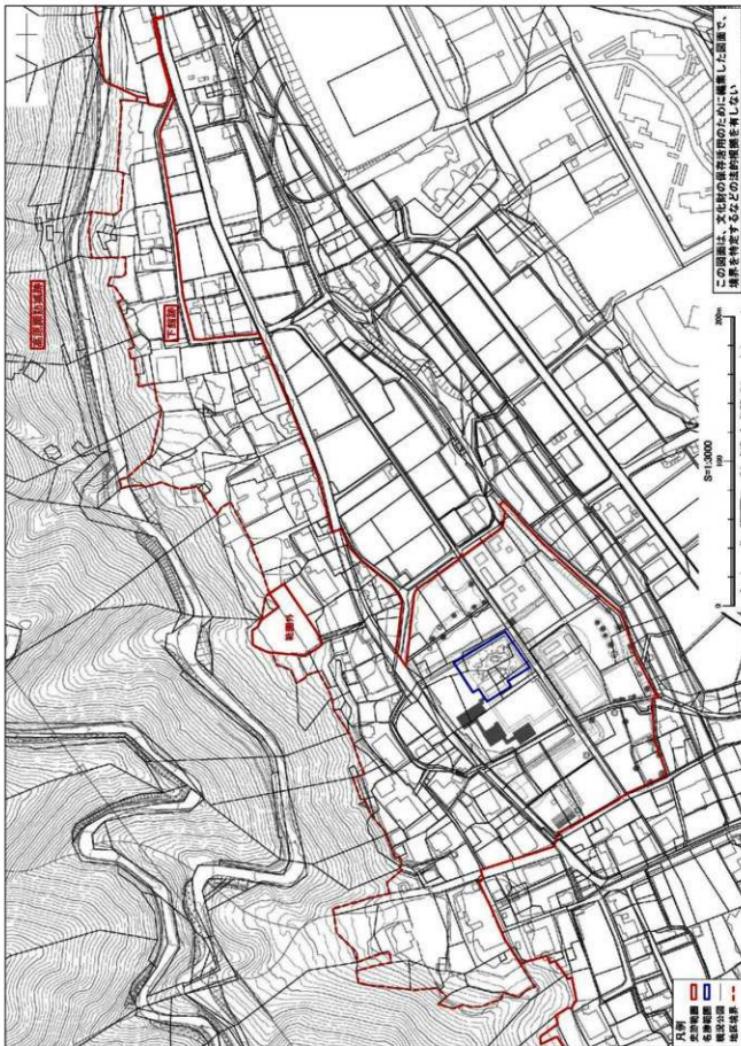
資料 50 洞城跡赤色立体図



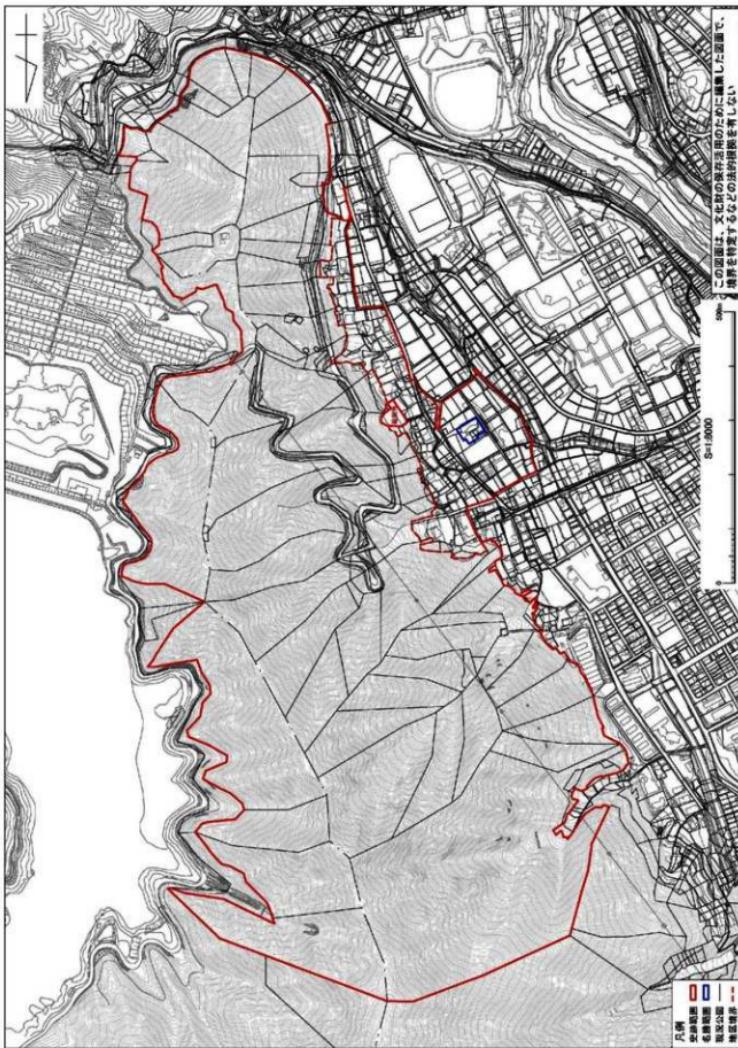
資料 51 石神城跡赤色立体図



資料 52 奉松城跡赤色立体図

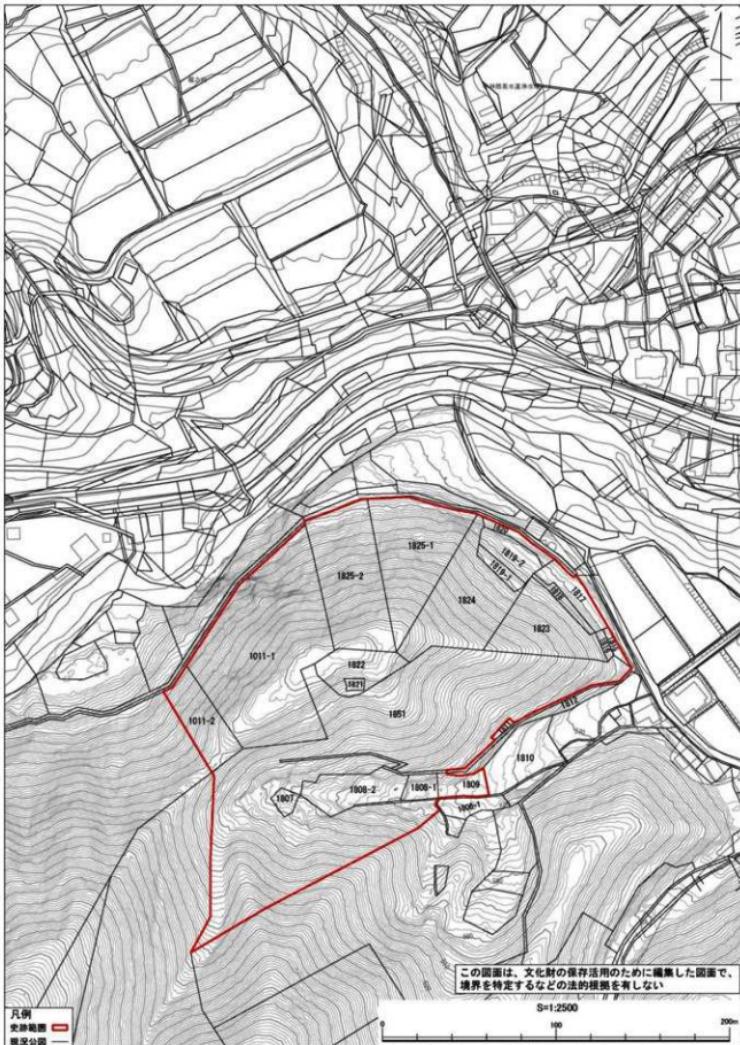


資料 53 下館跡現況地籍合成図

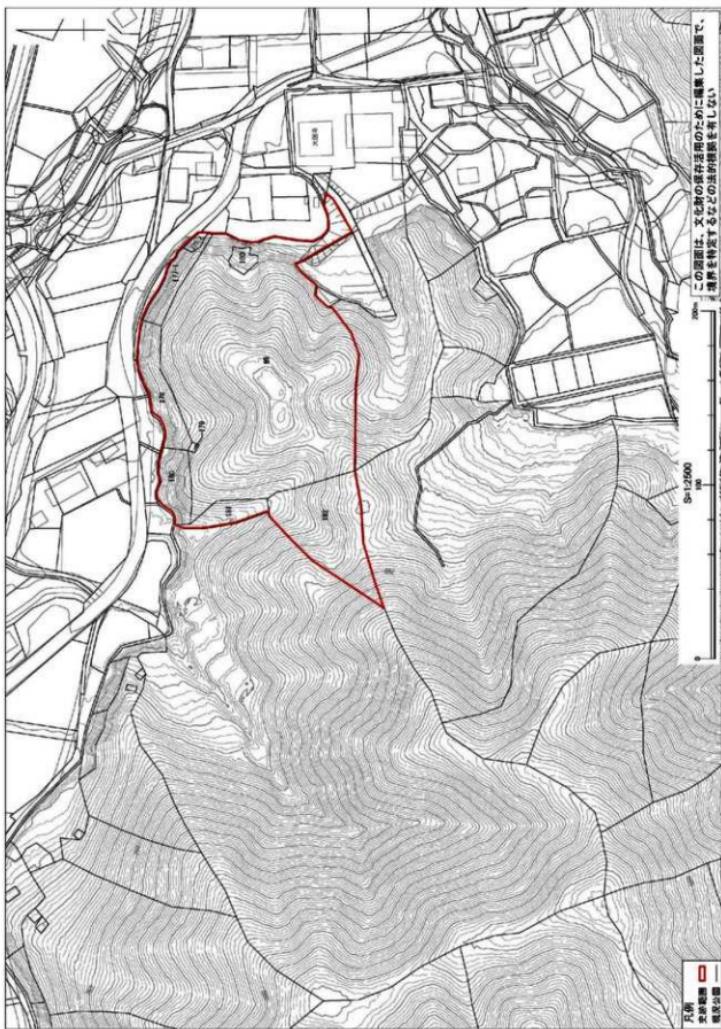


資料 54 高原諏訪城跡現況地籍合成図

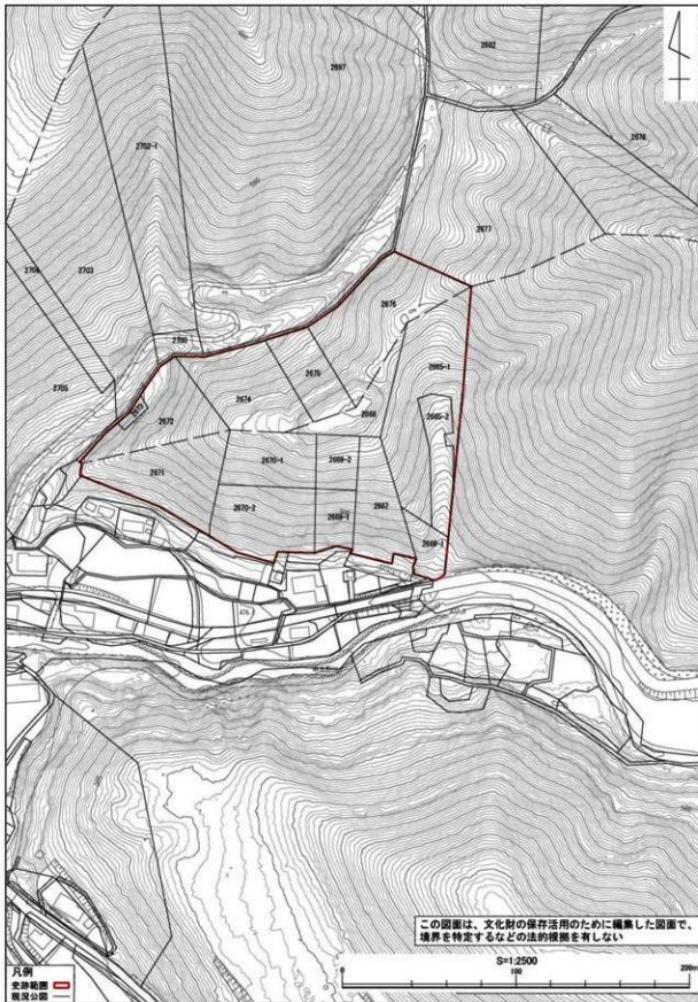




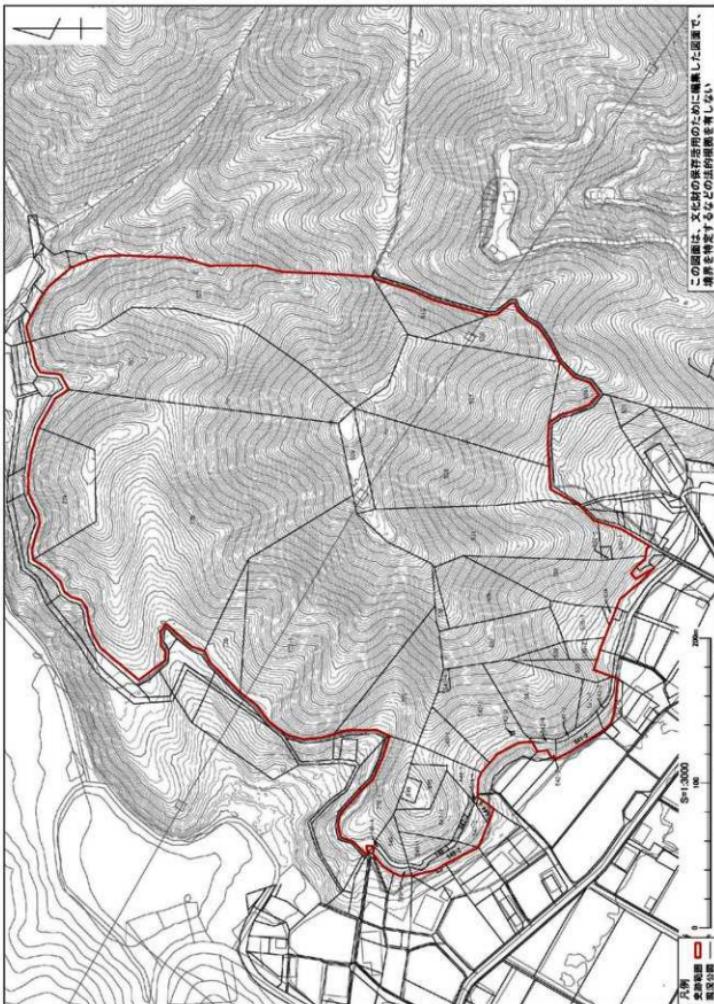
資料 56 寺林城跡現況地籍合成圖



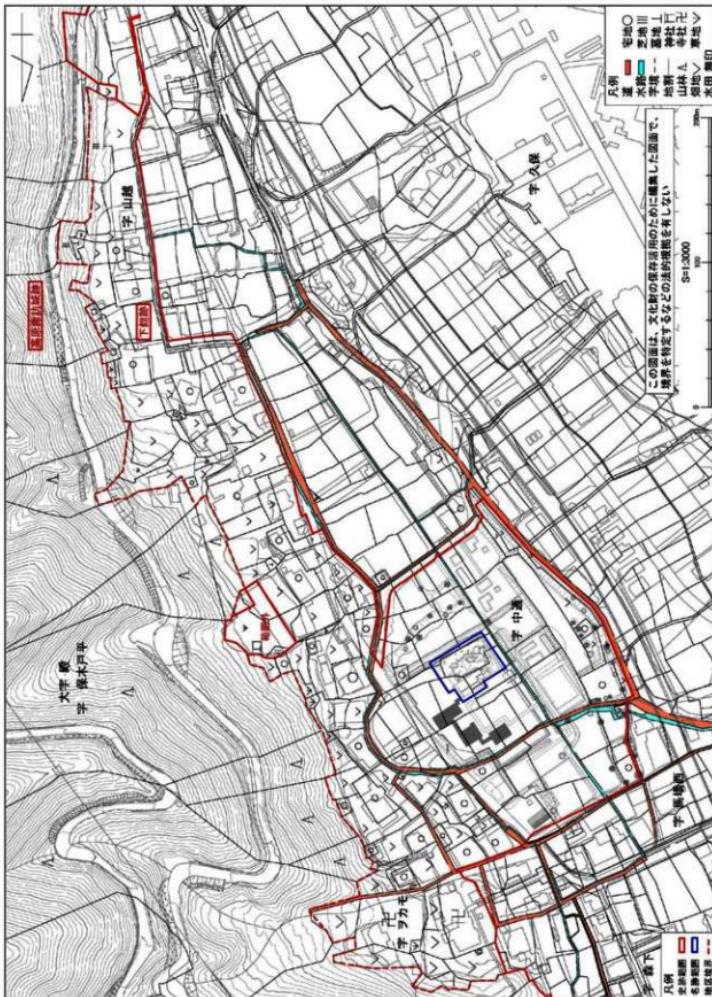
資料 57 政元城跡現況地籍合成図



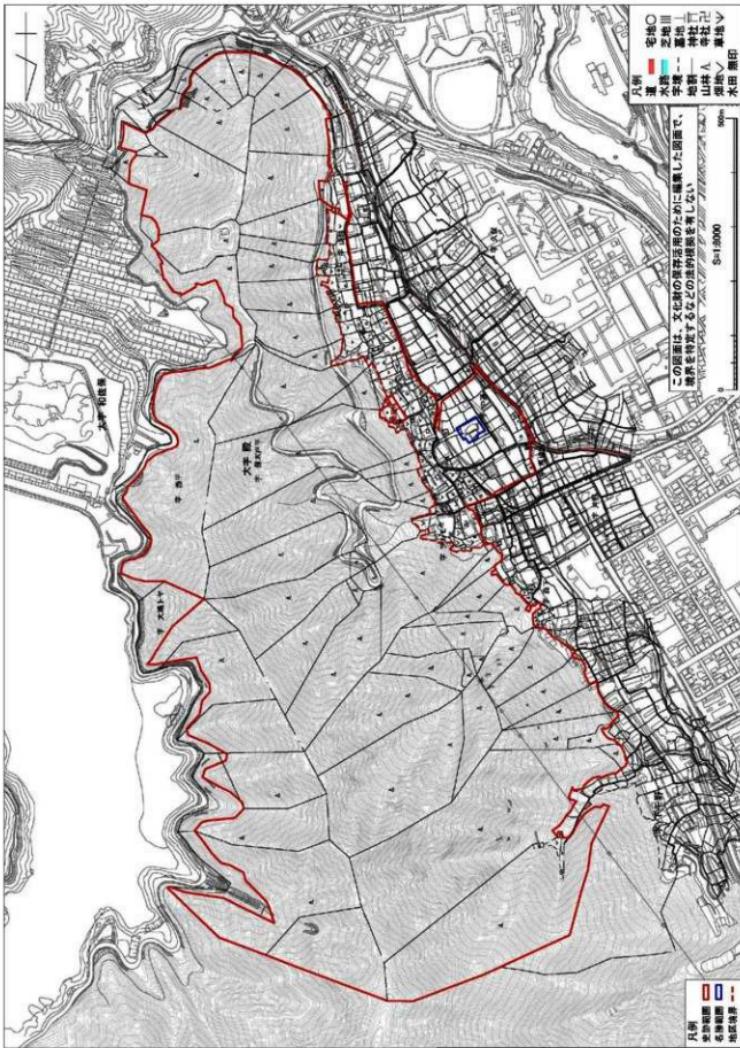
資料 58 洞城跡現況地籍合成圖



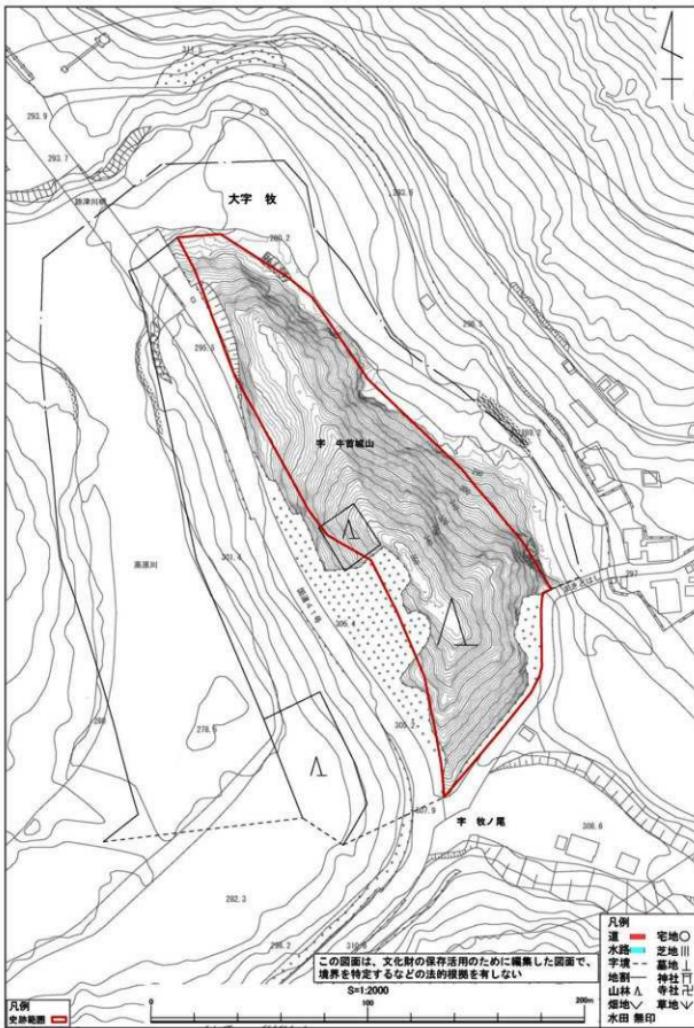
資料59 石神城跡現況地籍合成図

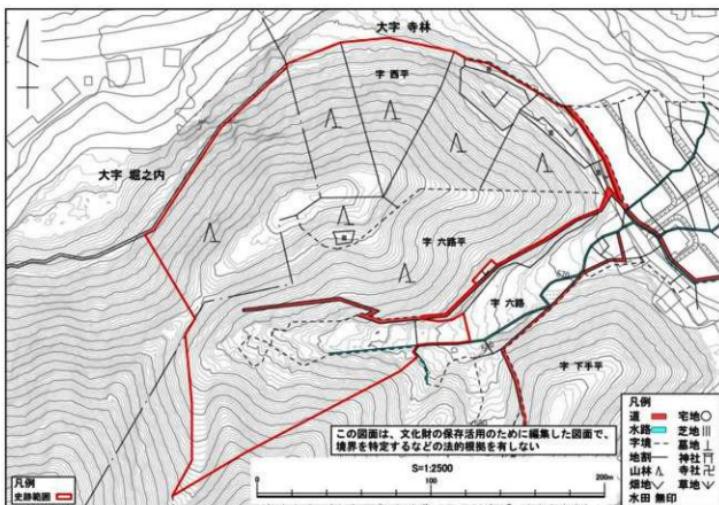


資料 60 下館跡旧公園合成図

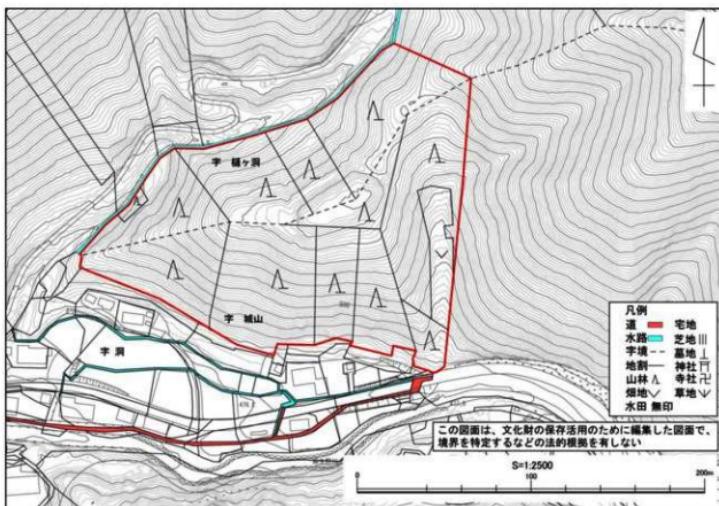


資料 61 高原諏訪城跡旧公園合成図

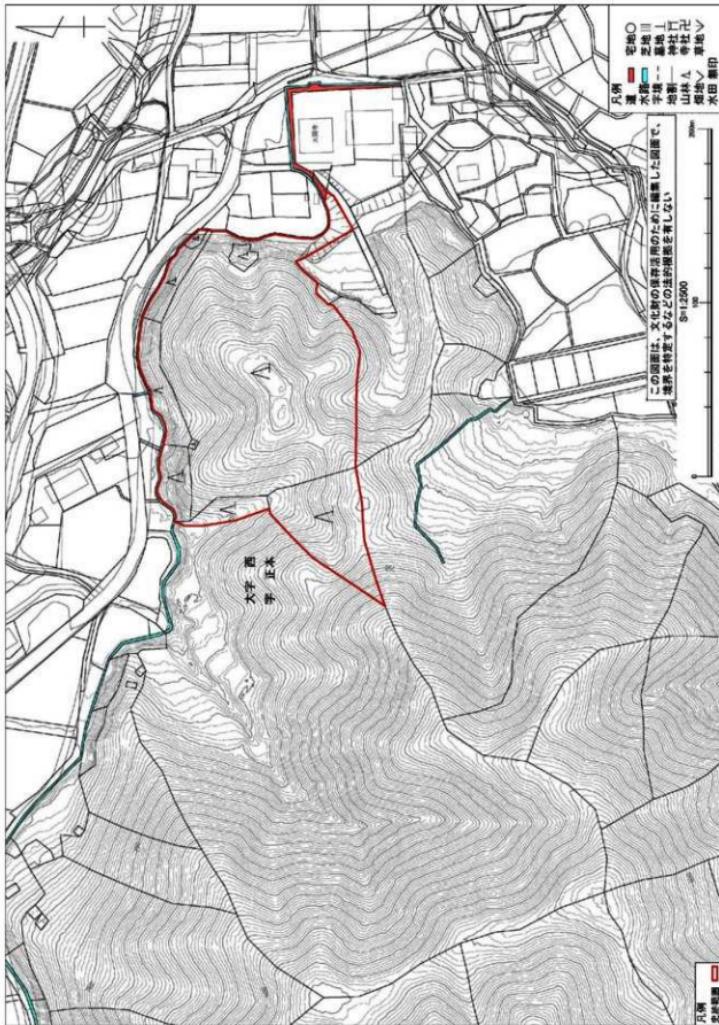




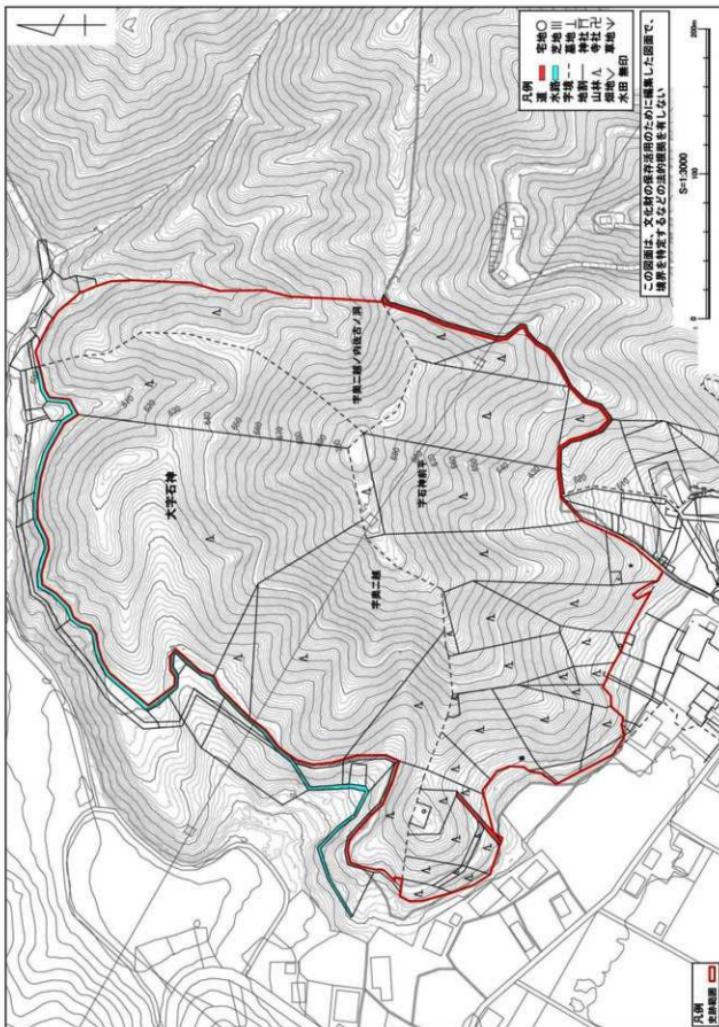
資料 63 寺林城跡旧公園合成図



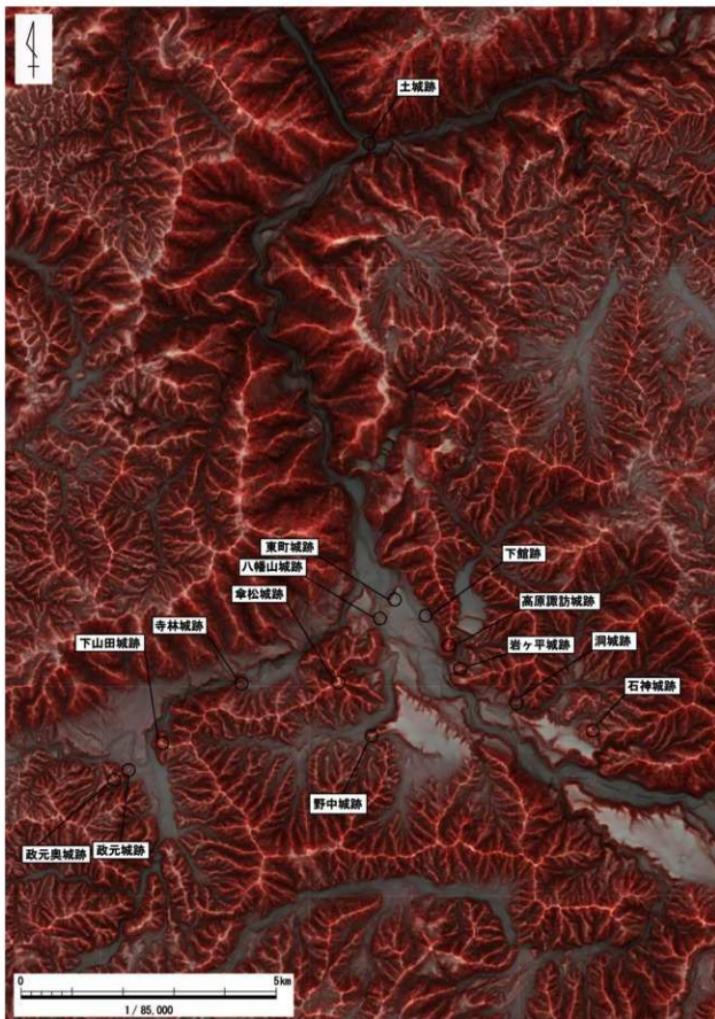
資料 64 洞城跡旧公園合成図



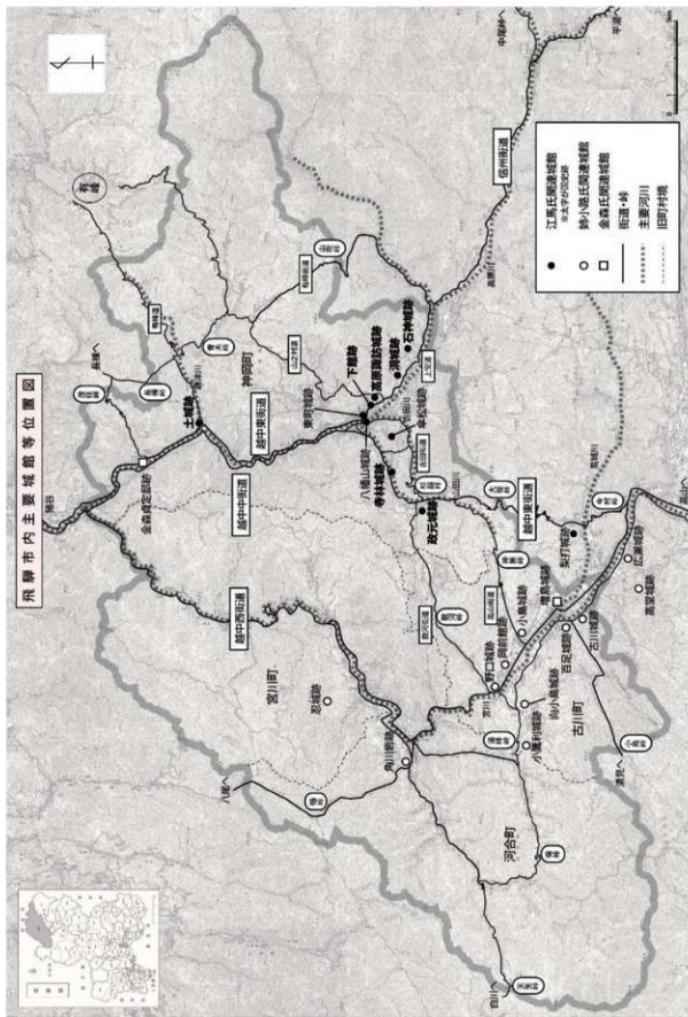
資料 65 政元城跡旧公園合成図



資料 66 石神城跡旧公園合成図



資料編 67 赤色立体図（横想範囲）



資料 68 飛驒市内主要城館等位置図



資料 69 下館跡・高原諏訪城跡復元イラスト

史跡 江馬氏城館跡・名勝 江馬氏館跡庭園

保存活用計画書

平成 31 年（2019）3 月

編集・発行 飛騨市教育委員会

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町 2 番 22 号

印刷・製本 毎日印刷社

〒506-1161 岐阜県飛騨市神岡町船津 1152 番地 1